

令和2年8月6日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調査官 小此木 裕 二

室長補佐 本 吉 香 澄

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

令和元年（2019年）労働争議統計調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	4 頁
結果の概要	
1 労働争議の種類別の状況	5 頁
2 争議行為を伴う争議の状況	6 頁
3 労働争議の主要要求事項別の状況	9 頁
4 労働争議の解決状況	10 頁
附表	11 頁

令和元年労働争議統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/14-22.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

対象となる労働争議は、日本国内における労働組合又は労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実発生したもの又はその解決のために第三者が関与したものとする。

3 調査事項

- (1) 事業所の名称及び企業の常用労働者数
- (2) 事業所の主要生産品名又は事業の内容（産業大・中分類）
- (3) 争議の性格、ストを発令した最上部組合名
- (4) 労働組合の名称及び労働組合員数
- (5) 争議発生年月日（当月発生、繰越の別）
- (6) 争議解決年月日、解決方法
- (7) 統一行動年月日
- (8) 企業の全常用労働者数規模
- (9) 団体区分
- (10) 要求事項
- (11) 争議の総参加人員及び行為参加人員
- (12) 争議行為の形態別期間、行為参加人員及び労働損失日数
- (13) 第三者関与の状況
- (14) 労働組合への適用法規

4 調査の時期

平成31年1月から令和元年12月までの各月について、月初めから月末までの1か月間を調査期間とし、この期間内に発生又は前月より継続している労働争議について毎月末日現在で調査した。

5 調査の方法

厚生労働省が調査票を都道府県労政主管課に配布し、同課において記入した後、厚生労働省が回収する方法で実施した。

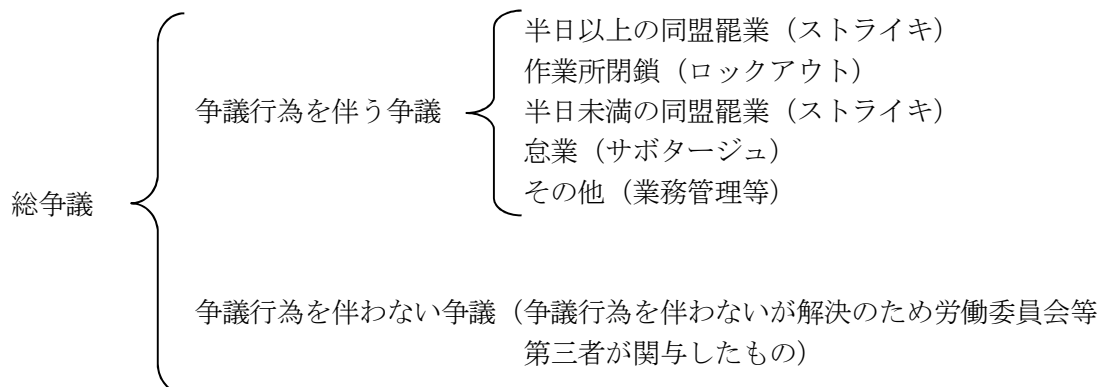
6 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課

主な用語の定義

「労働争議の種類」

この調査の対象となるすべての労働争議を総争議といい、これを大別して争議行為を伴う争議と争議行為を伴わない争議（争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したもの）とに分けている。



争議行為を伴う争議を、行為の形態により、以下の(1)～(5)の行為形態に区分している。

- (1) 半日以上の実業（ストライキ）
自己の主張を貫徹するために労働組合又は労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2以上であるものをいう。
- (2) 作業所閉鎖（ロックアウト）
使用者側が争議手段として生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。
- (3) 半日未満の実業（ストライキ）
自己の主張を貫徹するために労働組合又は労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2未満であるものをいう。
- (4) 怠業（サボタージュ）
労働組合又は労働者の団体が自己の主張を貫徹するために、作業を継続しながらも、作業を量的質的に低下させるものをいう。
- (5) その他（業務管理等）
上記以外の形態の争議行為を伴う争議をいう。
なお、業務管理とは、使用者の意志を排除して労働者によって事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。

「総参加人員」

争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

「行為参加人員」

実際に争議行為を行った実人員をいう。

「労働損失日数」

半日以上の実業又は作業所閉鎖が行われた期間に、労働者が実際に半日以上の実業に参加した又は作業所閉鎖の対象となったことによって労働に従事しなかった延べ日数をいう。

「主要要求事項の具体的内容例」

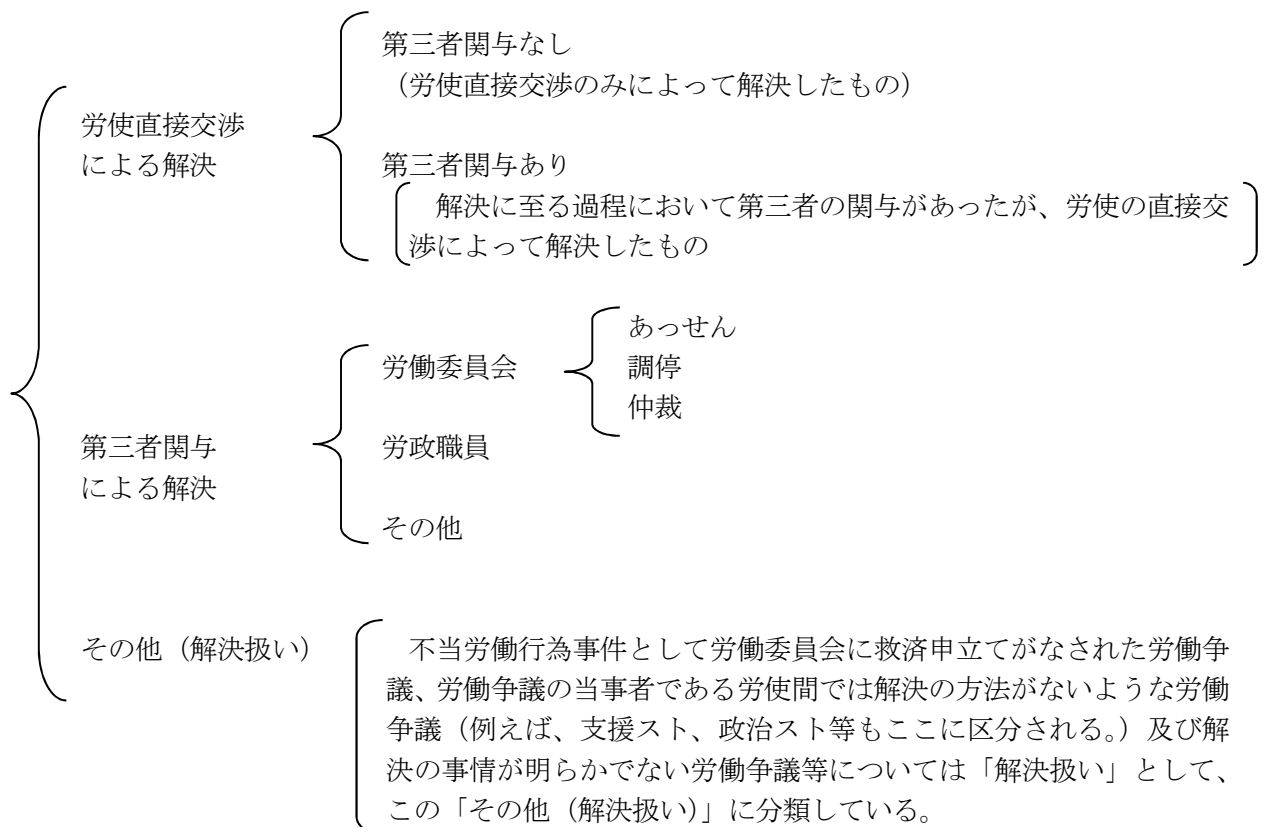
以下の表を参照のこと。

表1 主要要求事項の具体的内容例

区分	要求事項	具体的事項（参考例）
組合保障及び労働協約	組合保障及び組合活動 労働協約の締結、改訂及び効力	組合の承認、組合活動、組合員の範囲、団体交渉に関する条項等 労働協約の遵守、チェック・オフ、シヨップ条項等
賃金	賃金制度 賃金額（基本給・諸手当）の改定 賃金額（賞与・一時金）の改定 個別組合員の賃金額 退職金（退職年金を含む） その他の賃金に関する事項	賃金制度の確立、変更等 ベースアップ、初任給の増額、賃金引下げ撤回、諸手当の支給等 賞与、期末手当、一時金等 当該制度の確立、変更、運営等 賃金未払、和解金、解決金等
賃金以外の労働条件	所定内労働時間の変更 所定外・休日労働 休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む） その他の労働時間に関する事項 育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度 教育訓練 職場環境・健康管理 福利厚生	時間帯、時間短縮、交替制、変形労働時間制、フレックスタイム制、みなし労働時間制の導入・運用等 所定外・休日労働の強要等 当該制度の確立、運営等 当該制度の確立、運営等 職場環境の改善・向上等、安全衛生対策の見直し、パワハラ等 住居施設、業務上災害の法定外補償等
経営・雇用・人事	解雇反対・被解雇者の復職 事業の休廃止・合理化 人事考課制度（慣行的制度を含む） 要員計画・採用計画 配置転換・出向 希望退職者の募集・解雇 定年制（勤務延長・再雇用を含む） パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用 パートタイム労働者・契約社員の労働条件 その他の経営及び人事に関する事項	不当解雇撤回等 一時帰休制、減員反対、事業所の統廃合等 能力主義・成果主義導入反対等 増員要求、欠員の代替要員確保等 配置転換撤回等 定年年齢の引上げ、継続雇用制度の基準改定等 正社員の採用抑制反対等 正社員以外の労働者の労働条件全般 経営参加（協議機関設置）等
その他	その他	直接当事者能力のないような要求、政治的な要求（支援スト、政治スト等）、規制緩和反対等

「労働争議の解決方法」

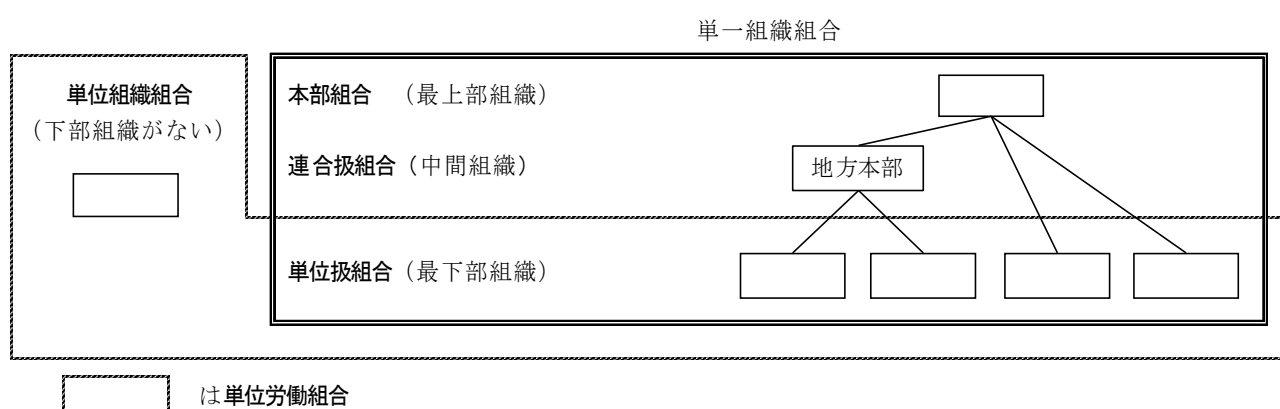
労働争議を解決させた方法を示し、大別して「労使直接交渉による解決」、「第三者関与による解決」及び「その他」の3つに分けている。



利用上の注意

- 1 本概況は、平成31年1月～令和元年12月における労働争議について集計したものである。集計結果には、平成30年以前から繰り越された労働争議が含まれる。また、本調査は毎月集計しているものであるが、2か月以上にわたる労働争議であっても1件の労働争議として計上した。
- 2 労働争議の件数は、原則として単位労働組合^(注)が自ら有する争議権に基づき独自の立場で実施する労働争議（単独争議）を1件として取り扱うが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約し、上部組合の発する争議指令に基づき多くの下部組合が一団となって実施する労働争議（連合争議）も1件として取り扱う。したがって、1件の労働争議でも複数事業所又は複数企業に及ぶもの（連合争議、合同労組の労働争議等）があれば、逆に1事業所又は1企業の労働争議でも2件以上に及ぶもの（1事業所、1企業に複数組合がある場合）もある。

(注) 単位労働組合とは、支部等の下部組織を有しない「単位組織組合」及び支部等を有する労働組合（「単一組織組合」）の最下部組織である「単位扱組合」をいう（下図参照）。



- 3 争議行為を伴う争議で複数の行為形態を伴う労働争議（例えば「半日未満の同盟罷業」と「半日以上
の同盟罷業」が併存する場合など）について、「争議行為を伴う争議」の計は、行為形態間で重複する部
分を除いて計上しているため、行為形態別の数値の合計とは必ずしも一致しない。
- 4 産業は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。
- 5 統計表等に用いている符号の意味は次のとおりである。
 - (1) 数値の左に「△」が付されているものは、マイナス値を表す。
 - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、計数不明又は数値を表章することが適当でない場合を示す。
- 6 対前年増減率及び構成比は小数点以下第2位を四捨五入している。

結果の概要

1 労働争議の種類別の状況

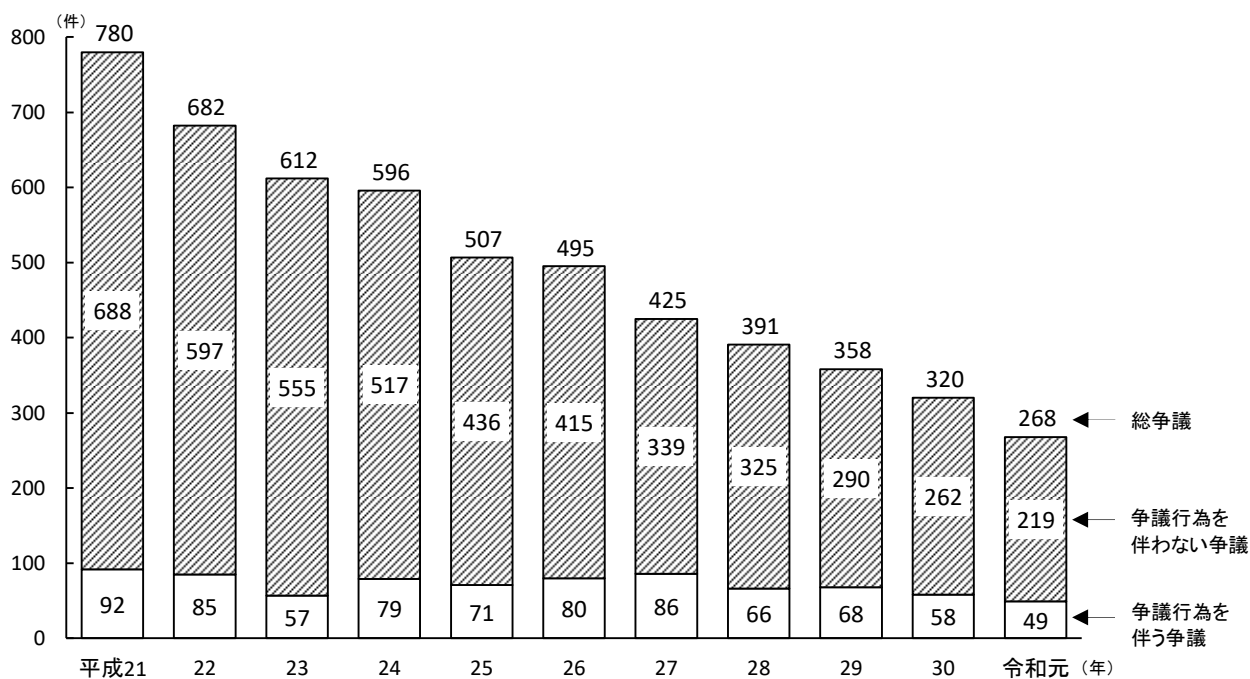
令和元年の労働争議の状況を見ると、「総争議」の件数は268件、総参加人員は105,340人となっており、前年に比べ、件数は52件（16.3%）減、総参加人員は1,998人（1.9%）増となった。「総争議」の件数は、比較可能な昭和32年以降、最も少なかった。

このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は49件、行為参加人員は17,763人となっており、前年に比べ、件数は9件（15.5%）減、行為参加人員は7,704人（76.6%）増となった。（第1表、第1図、11頁附表）

第1表 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移

年次	総争議		争議行為を伴う争議			争議行為を伴わない争議	
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員	件数	総参加人員
平成27年	425	174,043	86	76,065	23,286	339	97,978
28	391	69,533	66	52,415	15,833	325	17,118
29	358	132,257	68	72,637	17,612	290	59,620
30	320	103,342	58	51,038	10,059	262	52,304
令和元年	268	105,340	49	57,345	17,763	219	47,995
令和元年の 対前年増減数 (件・人)	△ 52	1,998	△ 9	6,307	7,704	△ 43	△ 4,309
令和元年の 対前年増減率 (%)	△ 16.3	1.9	△ 15.5	12.4	76.6	△ 16.4	△ 8.2

第1図 労働争議の種類別件数の推移



2 争議行為を伴う争議の状況

(1) 行為形態別の状況

令和元年の「争議行為を伴う争議」を行為形態別にみると、「半日以上同盟罷業」の件数は27件、行為参加人員は5,345人、労働損失日数は11,002日となっており、前年に比べ、件数は1件(3.8%)増、行為参加人員は4,390人(459.7%)増、労働損失日数は9,525日(644.9%)増となった。「半日未満の同盟罷業」の件数は33件、行為参加人員は11,609人となっており、前年に比べ、件数は9件(21.4%)減、行為参加人員は2,349人(25.4%)増となった。(第2表)

第2表 争議行為を伴う争議の行為形態別件数、行為参加人員及び労働損失日数の推移

年次	半日以上同盟罷業			作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業		その他	
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
平成27年	39	12,916	14,606	-	-	-	60	10,573	1	50	3	31
28	31	2,383	3,190	-	-	-	47	13,698	-	-	-	-
29	38	7,953	14,741	-	-	-	46	9,917	-	-	-	-
30	26	955	1,477	-	-	-	42	9,260	3	61	1	27
令和元年	27	5,345	11,002	-	-	-	33	11,609	1	1,080	1	27
令和元年の 対前年増減数 (件・人・日)	1	4,390	9,525	-	-	-	△ 9	2,349	△ 2	1,019	0	0
令和元年の 対前年増減率 (%)	3.8	459.7	644.9	…	…	…	△ 21.4	25.4	△ 66.7	1,670.5	0.0	0.0

(2) 産業別の状況

令和元年の「争議行為を伴う争議」を産業別にみると、件数は「医療、福祉」12件が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」10件、「製造業」9件であった。行為参加人員は「医療、福祉」6,523人が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」5,919人、「電気・ガス・熱供給・水道業」2,819人であった。労働損失日数は「運輸業、郵便業」7,199日が最も多く、次いで「卸売業、小売業」3,185日、「製造業」313日であった。(第3表)

第3表 産業別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

産 業 ¹⁾	令和元年							
	争議行為を伴う争議 ²⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件 数	行為参加人員	労働損失日数	件 数	行為参加人員	労働損失日数	件 数	行為参加人員
計	49 (58)	17,763 (10,059)	11,002 (1,477)	27 (26)	5,345 (955)	11,002 (1,477)	33 (42)	11,609 (9,260)
農業、林業、漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造業	9 (15)	919 (1,043)	313 (415)	8 (7)	313 (415)	313 (415)	6 (10)	711 (749)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (-)	2,819 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	2,819 (-)
情報通信業	7 (8)	620 (336)	- (1)	- (1)	- (1)	- (1)	7 (8)	620 (335)
運輸業、郵便業	10 (13)	5,919 (505)	7,199 (662)	8 (8)	4,689 (264)	7,199 (662)	3 (6)	316 (236)
卸売業、小売業	5 (2)	922 (811)	3,185 (-)	3 (-)	92 (-)	3,185 (-)	2 (2)	830 (811)
金融業、保険業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
不動産業、物品賃貸業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
学術研究、専門・技術サービス業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宿泊業、飲食サービス業	1 (-)	6 (-)	48 (-)	1 (-)	6 (-)	48 (-)	- (-)	- (-)
生活関連サービス業、娯楽業	- (1)	- (1)	- (33)	- (1)	- (1)	- (33)	- (-)	- (-)
教育、学習支援業	1 (-)	5 (-)	5 (-)	1 (-)	5 (-)	5 (-)	- (-)	- (-)
医療、福祉	12 (14)	6,523 (7,170)	252 (365)	6 (8)	240 (273)	252 (365)	11 (12)	6,283 (6,937)
複合サービス事業	1 (2)	28 (67)	- (1)	- (1)	- (1)	- (1)	1 (1)	28 (66)
サービス業（他に分類されないもの）	1 (3)	2 (126)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (3)	2 (126)
公務（他に分類されるものを除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
分類不能の産業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

注：（ ）内は、平成30年の数値である。

1) 産業は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている事業所又は企業の産業を示し、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類に基づき、その主要生産品名又は事業の内容により決定する。

「分類不能の産業」とは、1組合が複数企業の労働者で組織されており、それぞれの企業の主要生産品名又は事業の内容が異なる場合など、産業分類が特定できないものをいう。

2) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

(3) 企業規模別（民営企業）の状況

令和元年の民営企業における「争議行為を伴う争議」をみると、争議行為を伴う争議のあった企業数〔延べ数〕は178企業、行為参加人員は14,944人、労働損失日数は11,002日であった。

企業規模別にみると、企業数〔延べ数〕は「100～299人」、行為参加人員及び労働損失日数は「その他」で最も多くなっている。（第4表）

第4表 企業規模別（民営企業）争議行為を伴う争議の企業数、行為参加人員及び労働損失日数

令和元年								
企業規模 ¹⁾	争議行為を伴う争議 ²⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	企業数 ³⁾ 〔延べ数〕	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 〔延べ数〕	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 〔延べ数〕	行為参加 人員
計	178 (187)	14,944 (10,059)	11,002 (1,477)	73 (59)	5,345 (955)	11,002 (1,477)	117 (145)	8,790 (9,260)
1,000人以上	41 (43)	2,768 (3,582)	930 (514)	14 (13)	176 (118)	930 (514)	28 (35)	2,592 (3,472)
300～999人	34 (36)	1,582 (1,564)	522 (412)	13 (14)	323 (320)	522 (412)	23 (25)	1,259 (1,284)
100～299人	48 (53)	1,655 (1,349)	566 (329)	19 (11)	538 (329)	566 (329)	37 (46)	1,401 (1,059)
99人以下	27 (42)	240 (374)	3,239 (207)	15 (18)	114 (173)	3,239 (207)	13 (28)	113 (270)
その他	28 (13)	8,699 (3,190)	5,745 (15)	12 (3)	4,194 (15)	5,745 (15)	16 (11)	3,425 (3,175)

注： 1 組合が複数企業の労働者で組織されている合同労組については、1合同労組を1企業として計上し、企業規模別には、1つの企業のみを相手に交渉をしている場合には、当該企業の企業規模により計上し、複数企業を相手に交渉をしている場合には、「その他」に計上している。

()内は、平成30年の数値である。

1) 企業規模は、企業の全常用労働者数による。

2) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

3) 企業数〔延べ数〕は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている企業を集計したものである。

なお、1件の争議でも複数企業に及ぶもの（企業外連合）は、争議の対象となったすべての企業について、企業規模別に計上し、1企業において複数の争議があった場合は、争議ごとに計上して集計している。

(4) 主要団体別の状況

令和元年の「争議行為を伴う争議」について加盟している主要団体別に件数、行為参加人員、労働損失日数をみると、「連合」は5件、108人、3,204日、「全労連」は27件、8,677人、573日、「全労協」は5件、842人、12日であった（第5表）。

第5表 主要団体別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

令和元年								
主要団体	争議行為を伴う争議 ³⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員
計 ¹⁾	49 (58)	17,763 (10,059)	11,002 (1,477)	27 (26)	5,345 (955)	11,002 (1,477)	33 (42)	11,609 (9,260)
連合	5 (8)	108 (379)	3,204 (16)	3 (2)	87 (16)	3,204 (16)	2 (5)	21 (343)
全労連	27 (33)	8,677 (9,312)	573 (809)	14 (14)	561 (717)	573 (809)	24 (28)	8,235 (8,766)
全労協	5 (6)	842 (883)	12 (2)	2 (1)	12 (2)	12 (2)	3 (5)	830 (881)
その他 ²⁾	14 (14)	8,964 (360)	7,213 (650)	8 (9)	4,685 (220)	7,213 (650)	6 (7)	3,351 (145)

注： ()内は、平成30年の数値である。

1) 複数の団体に重複加盟している労働組合があるため、件数、行為参加人員、労働損失日数の計とそれぞれの加盟主要団体の数値の合計とは必ずしも一致しない。

2) 「その他」とは、連合、全労連及び全労協に加盟していない労働組合をいう。

3) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

3 労働争議の主要要求事項別の状況

令和元年の「総争議」の件数を要求事項別（複数回答。主要要求事項を2つまで集計）にみると、「賃金」に関する事項が127件（総争議件数の47.4%）と最も多く、次いで「組合保障及び労働協約」に関する事項が97件（同36.2%）、「経営・雇用・人事」に関する事項が86件（同32.1%）であった（第6表）。

第6表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

主要要求事項	総争議					
	件数				構成比	
	令和元年	対前年差	対前年増減率	平成30年	令和元年	平成30年
	件	件	%	件	%	%
計 ¹⁾	268	△ 52	△ 16.3	320	100.0	100.0
組合保障及び労働協約 ²⁾	97	9	10.2	88	36.2	27.5
組合保障及び組合活動	93	9	10.7	84	34.7	26.3
労働協約の締結、改訂及び効力	7	2	40.0	5	2.6	1.6
賃金 ²⁾	127	△ 35	△ 21.6	162	47.4	50.6
賃金制度	12	△ 3	△ 20.0	15	4.5	4.7
賃金額（基本給・諸手当）の改定	44	△ 5	△ 10.2	49	16.4	15.3
賃金額（賞与・一時金）の改定	27	0	0.0	27	10.1	8.4
個別組合員の賃金額	7	△ 3	△ 30.0	10	2.6	3.1
退職金（退職年金を含む）	-	△ 6	△ 100.0	6	-	1.9
その他の賃金に関する事項	50	△ 17	△ 25.4	67	18.7	20.9
賃金以外の労働条件 ²⁾	30	△ 15	△ 33.3	45	11.2	14.1
所定内労働時間の変更	2	0	0.0	2	0.7	0.6
所定外・休日労働	2	△ 2	△ 50.0	4	0.7	1.3
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	3	△ 4	△ 57.1	7	1.1	2.2
その他の労働時間に関する事項	6	4	200.0	2	2.2	0.6
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度	-	-	...	-	-	-
教育訓練	-	△ 1	△ 100.0	1	-	0.3
職場環境・健康管理	16	△ 11	△ 40.7	27	6.0	8.4
福利厚生	2	△ 1	△ 33.3	3	0.7	0.9
経営・雇用・人事 ²⁾	86	△ 31	△ 26.5	117	32.1	36.6
解雇反対・被解雇者の復職	52	△ 14	△ 21.2	66	19.4	20.6
事業の休廃止・合理化	3	0	0.0	3	1.1	0.9
人事考課制度（慣行的制度を含む）	4	△ 2	△ 33.3	6	1.5	1.9
要員計画・採用計画	3	0	0.0	3	1.1	0.9
配置転換・出向	8	△ 8	△ 50.0	16	3.0	5.0
希望退職者の募集・解雇	-	-	...	-	-	-
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	3	△ 5	△ 62.5	8	1.1	2.5
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	-	-	...	-	-	-
パートタイム労働者・契約社員の労働条件	6	△ 2	△ 25.0	8	2.2	2.5
その他の経営及び人事に関する事項	12	△ 1	△ 7.7	13	4.5	4.1
その他	5	△ 7	△ 58.3	12	1.9	3.8

注：主要要求事項の具体的内容については、3頁「表1 主要要求事項の具体的内容例」を参照されたい。

- 1) 1労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。
- 2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。

4 労働争議の解決状況

(1) 解決方法別の状況

令和元年の「総争議」268件のうち、令和元年中に「解決又は解決扱い」になった件数は208件（総争議件数の77.6%）となっており、「翌年への繰越」は60件（同22.4%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が45件（解決又は解決扱い件数の21.6%）、「第三者関与による解決」が62件（同29.8%）、「その他（解決扱い）」が101件（同48.6%）であった。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が59件（同28.4%）で最も多かった。（第7表）

第7表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は解決扱い		労使直接交渉による解決		第三者関与による解決	労働委員会関与			その他 ²⁾ （解決扱い）	翌年への繰越	
					第三者 ¹⁾ 関与あり		あっせん	調停	仲裁			
件数（件）												
平成27年	425	361		60	29	129	127	123	4	-	172	64
28	391	328		46	21	115	114	109	4	1	167	63
29	358	298		42	14	101	101	98	3	-	155	60
30	320	255		34	19	83	83	77	6	-	138	65
令和元年	268	208		45	26	62	62	59	3	-	101	60
構成比（%）												
平成27年	100.0	84.9	(100.0)	(16.6)	(8.0)	(35.7)	(35.2)	(34.1)	(1.1)	(-)	(47.6)	15.1
28	100.0	83.9	(100.0)	(14.0)	(6.4)	(35.1)	(34.8)	(33.2)	(1.2)	(0.3)	(50.9)	16.1
29	100.0	83.2	(100.0)	(14.1)	(4.7)	(33.9)	(33.9)	(32.9)	(1.0)	(-)	(52.0)	16.8
30	100.0	79.7	(100.0)	(13.3)	(7.5)	(32.5)	(32.5)	(30.2)	(2.4)	(-)	(54.1)	20.3
令和元年	100.0	77.6	(100.0)	(21.6)	(12.5)	(29.8)	(29.8)	(28.4)	(1.4)	(-)	(48.6)	22.4

注：（ ）内は、「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。

- 1) 「労使直接交渉による解決」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。
- 2) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議（本調査では、第三者関与による解決に含まれない。）、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでない労働争議等が含まれる。

(2) 労働争議継続期間別の状況

労働争議の解決状況を労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、「91日以上」が66件（解決件数の31.7%）と最も多く、次いで「30日以内」が53件（同25.5%）、「31日～60日」が47件（同22.6%）であった（第8表）。

第8表 労働争議継続期間別解決件数及び構成比

	計	30日以内					31～60日	61～90日	91日以上
		1～5日	6～10日	11～20日	21～30日				
解決件数（件）	208 (255)	53 (75)	5 (15)	7 (7)	16 (26)	25 (27)	47 (68)	42 (50)	66 (62)
構成比（%）	100.0 (100.0)	25.5 (29.4)	2.4 (5.9)	3.4 (2.7)	7.7 (10.2)	12.0 (10.6)	22.6 (26.7)	20.2 (19.6)	31.7 (24.3)

注：（ ）内は、平成30年の数値である。

附表 総争議、争議行為を伴う争議、半日以上の同盟罷業及び半日未満の同盟罷業の件数の推移

		(単位:件)			
年	総争議	争議行為を伴う争議	半日以上の同盟罷業	半日未満の同盟罷業	
昭和 32年	1,680	999	810	...	
33	1,864	1,247	887	...	
34	1,709	1,193	872	...	
35	2,222	1,707	1,053	...	
36	2,483	1,788	1,386	...	
37	2,287	1,696	1,283	...	
38	2,016	1,421	1,068	597	
39	2,422	1,754	1,220	667	
40	3,051	2,359	1,527	871	
41	3,687	2,845	1,239	1,452	
42	3,024	2,284	1,204	1,403	
43	3,882	3,167	1,537	2,021	
44	5,283	4,482	1,776	3,282	
45	4,551	3,783	2,256	2,356	
46	6,861	6,082	2,515	4,653	
47	5,808	4,996	2,489	3,531	
48	9,459	8,720	3,320	6,667	
49	10,462	9,581	5,197	6,378	
50	8,435	7,574	3,385	5,475	
51	7,974	7,240	2,715	5,717	
52	6,060	5,533	1,707	4,522	
53	5,416	4,852	1,512	3,887	
54	4,026	3,492	1,151	2,743	
55	4,376	3,737	1,128	3,038	
56	7,660	7,034	950	6,440	
57	7,477	6,779	941	6,171	
58	5,562	4,814	889	4,248	
59	4,480	3,855	594	3,475	
60	4,826	4,230	625	3,834	
61	2,002	1,439	619	1,031	
62	1,839	1,202	473	904	
63	1,879	1,347	496	1,031	
平成 元	1,868	1,433	359	1,240	
2	2,071	1,698	283	1,533	
3	1,292	935	308	730	
4	1,138	788	261	640	
5	1,084	657	251	500	
6	1,136	628	229	486	
7	1,200	685	208	549	
8	1,240	695	189	568	
9	1,334	782	176	655	
10	1,164	526	145	441	
11	1,102	419	152	301	
12	958	305	117	216	
13	884	246	89	176	
14	1,002	304	74	253	
15	872	174	47	145	
16	737	173	51	142	
17	708	129	50	99	
18	662	111	46	82	
19	636	156	54	118	
20	657	112	52	80	
21	780	92	48	59	
22	682	85	38	56	
23	612	57	28	35	
24	596	79	38	52	
25	507	71	31	49	
26	495	80	27	61	
27	425	86	39	60	
28	391	66	31	47	
29	358	68	38	46	
30	320	58	26	42	
令和 元	268	49	27	33	

注：令和元年と調査項目の定義が同一で比較可能な昭和32年以降の数値を掲載した。
昭和37年以前は、「半日未満の同盟罷業」は調査していない。
昭和47年以前については沖縄県の方は含まれていない。